

社会福祉法人 与那原町社会福祉協議会
役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人与那原町社会福祉協議会（以下「本会」という。）

の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事並びに評議員、本会会長が委嘱した委員等及び業務上必要と認めた者をいう。

(報酬)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬を支給する。

(1) 会長に、報酬として月額35,000円を支給する。

(2) 副会長に、報酬として月額20,000円を支給する。

(3) 監事が、監査を行なったときは、報酬として月額10,000円を支給する。

(4) 役員等が、その職務のため理事会、評議員会、委員会等に出席したときは、報酬として月額2,500円を支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

3 役員等の報酬は出席した月の翌月15日に支給する。ただし、支給日が休日、土曜日又は日曜日にあたる時、又は会長が特別の事情があると認めるときは、支給日を繰り上げることができる。

(旅費)

第4条 役員等が出張する場合は、本会旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行なう。

附 則

この規程は、平成29年 6月26日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和6年 7月 1日から施行する

2 社会福祉法人与那原町社会福祉協議会評議員の報酬に関する規程は、廃止する。